

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

税
務
署
受
付
印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

- ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所		フリガナ	相続 開始 年月 日	平成 年 月 日
	氏名			

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	円	 A
	還付される税額 (相続税の申告書第1表の㉕の金額)	△ 円	

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
		⑩	⑩	⑩	⑩	
	※ 整理欄 〔記入しないでください。〕					
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
	(5) 電話番号					
	(6) 承継割合..... B	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
	(8) 各人の(7)の合計	_____円				
(9) (7)の(8)に対する割合 〔 ⁽⁷⁾ / ₍₈₎ 〕	_____	_____	_____	_____		
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

書 き か た 等

《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の㉔欄（還付になる場合には㉕欄）の金額を転記してください。
- 3 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

- (1) 「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

- (2) 「氏名」欄

この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

- (3) 「承継割合・・・B」欄

法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 相 続 人 に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
	子がいらない場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 （6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

- 4 「6 税額」欄

この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5 （6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。